防整技第7176号 28.3.31 一部改正 防整技第14856号 令和6年6月26日

大臣官房長 地方協力局長 施設等機関の長 各幕僚長 情報本部長 各地方防衛局長 防衛装備庁長官

整備計画局長 (公印省略)

建設工事に係る工事費の積算基準の公表について(通知)

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類:別紙

配布区分:施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

## 1 公表の対象とする積算基準の範囲

次に掲げる建設工事の積算価格の算定の基準(以下「積算基準」という。)に関するもので、整備計画局施設整備官(以下「施設整備官」という。)が定めるものとする。

- (1) 積算価格の構成、内訳及び算定方法並びに算定の根拠とする基準で、積算価格の算定に一般的に共通するもの
- (2) はん用的な各種の工法において標準的に用いられる機械、労働力、材料等の組合せ、当該組合せによる標準的な生産能力、当該工法の標準的な適用範囲等を定めた標準歩掛り
- (3) 建設機械経費算定の標準的な基準
- (4) 共通仮設費等算定のための乗率の標準的な基準

## 2 公表の方法及び場所

公表する積算基準は、情報提供に関する閲覧窓口に備え置くほか、インターネット上においても閲覧に供するものとする。

## 3 その他

公表する積算基準に関する質問、意見等に対する対応は、施設整備官が定めるところによるものとする。